

インフルエンザの発症から再登校までの流れ

富士市教育委員会 R2年4月～

1 インフルエンザ様症状発症

医療機関を受診する



2 医療機関にてインフルエンザの診断

「インフルエンザ罹患証明書」を医師に記入していただく
(以下「罹患証明書」)



書式は医療機関にあります。

3 学校に受診結果を電話連絡



4 学校に罹患証明書を提示し、「出席停止通知書」を受け取る

登校基準について学校から説明します。

すぐに学校に行けない場合であっても、発症日からの体温の記録が必要ですので、罹患証明書下段の体温記録表に記録してください。

5 自宅安静 (症状が出た翌日から5日 かつ 解熱した翌日から2日は休みです)

自宅で、発症日からの体温を午前と午後測り、「体温記録表」に記入してください。



☆発症日・・・インフルエンザの諸症状が出始めた日。

「罹患証明書」の「発症日」です。

☆解熱・・・平熱となり、その後の発熱がみられなかった日が解熱0日です。



6 罹患証明書をもって登校

保護者氏名、押印、登校時緊急連絡先を記入し、
登校してください。



インフルエンザ罹患証明書	
氏名	
住所	
電話番号	
緊急連絡先	
保護者氏名	
押印	
発症日	
解熱日	
登校日	
体温記録表	

7 児童生徒は登校したら職員室に「罹患証明書」を提出してから教室へ行きます

教室へ行く前に、職員室の先生に「罹患証明書」を出してください。

登校してもまだ具合が悪そうな場合は、学校から「登校時緊急連絡先」に連絡をしますので、お迎えをお願いします。